

地震発生時・異常気象時の対応について

地震発生時・異常気象時等における対応につきましては、下記の通りです。児童の安全を最優先に対応していきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 【地震発生時の対応】

	登 校 前	登 校 後
震度4 以下	いつも通り登校	平常授業
震度5弱以上	自宅待機 ①	迎え下校 ②

<①について>

- ・学校からの指示があるまで、自宅待機となります。
- ・通学路、学校施設等を確認し、授業実施の可否の連絡を学校連絡網システム（きずなネット）で行います。

<②について>

- ・学校はすべての教育活動を中止します。学校からの連絡がなくても、迎え下校となります。
- ・「緊急時下校引き渡し確認書」に記載されている内容に従って引き渡しをします。内容に変更がある場合は、すみやかにご連絡ください。
- ・スムーズな引き渡しができるよう、自動車でのお迎えは避けてください。
- ・引き渡し場所は、運動場（または体育館）で行います。学級ごとに整列をしていますので、担任、職員の指示に従ってください。

2 【異常気象時（風水害）への対応】

豊田市西部・西三河北西部・愛知県西部・愛知県全域に、「暴風警報」「特別警報」が発令された場合の対応は、下記のとおりです。

	午前6時までに解除	午前6時の時点で解除されない	登校後に発令
暴風警報 ③	平常授業（給食あり）	休校（家庭学習日）	「緊急時下校引き渡し確認書」に従って対応
特別警報 ④	平常授業（給食あり）	休校（家庭学習日）	「緊急時下校引き渡し確認書」に従って対応

※給食の有無については、状況により、前日までに給食中止の決定がなされ、弁当が必要になる場合があります。

<③について>

- ・午前6時までに解除されていても、登校が危険だと判断される場合は登校を控えてください。その場合は、学校まで連絡をお願いします。（危険があり、登校できない場合や遅れた場合は欠席や遅刻とはなりません。）
- ・登校後に発令された場合は、「緊急下校引き渡し確認書」に従って対応します。詳細については学校連絡網システム（きずなネット）で連絡します。
- ・放課後児童クラブ「あすなろ」は学校の対応に準じます。

<④について>

- ・「特別警報」とは、数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合に出されます。
- ・対応については、「暴風警報発令時の対応」と同様ですが、状況により変更する場合は学校連絡網システム（きずなネット）にて連絡します。

<その他>

- ・**大雨警報、各種注意報の発令時は通常通り授業を行います。**ただし、登校が危険だと判断される時（風雨、通学路の冠水、河川の氾濫、雷や竜巻など）は、自宅待機をしてください。登校後に発令された場合の対応については、状況に応じて学校連絡網システム（きずなネット）でお知らせします。

3 【河川（矢作川）の氾濫による「レベル3 避難準備・高齢者等避難開始」の発令時の対応】

- ・河川の氾濫による「レベル3 避難準備・高齢者等避難開始」は、「町」単位で発令されます。本校学区内では「**畝部西町**」「**畝部東町**」「**配津町**」「**柵塚東町**」いずれかに発令された場合、以下の対応になります。また、上郷中学校区の「柵塚西町」に発令された場合も同様の対応になります。

	登 校 前	登 校 後
レベル3 避難準備 高齢者等避難開始	午前6時の時点で 発令されている場合 休 校	原則：学校での引き渡しを行います。学校へお迎えをお願いします。学校連絡網システム（きずなネット）で連絡します。 →引き渡しする前に避難が必要になった場合は、 <u>学校職員の付き添いによる避難場所（上郷中学校または上郷コミュニティー）へ避難します。避難所でお子さんの引き渡しを行いますので、避難所への迎えをお願いします。</u> →安全に避難所へ避難できないと判断される場合は、 <u>学校の屋上に避難します。</u> ※避難場所等については学校連絡網システム（きずなネット）でお知らせします。

※ 水害時の本校での「避難所開設」はありません。

4 「南海トラフ地震臨時情報」発令時の授業の取扱い

- ・豊田市は「事前避難対象地域」がない市町村のため、通常の授業や行事は行い、授業終了後には、児童生徒等を速やかに帰宅させます。
- ・状況によっては、臨時休業などの措置、学校待機の措置をとる場合があります。また、教育委員会学校教育課が対策を検討した場合、その指示に従います。

5 その他

- (1) 異常気象・地震発生時の対応については、可能な限り学校連絡網システム（きずなネット）で対応を連絡します。しかし、大規模災害時において学校連絡網システム（きずなネット）が届かない状況も考えられます。安全を第一に考え判断・行動をお願いします。
- (2) 放課後児童健全育成事業は、上記の学校の措置に準じます。
- (3) このお知らせはホームページにも掲載されています。

【連絡先 畝部小学校 電話：21-0029】